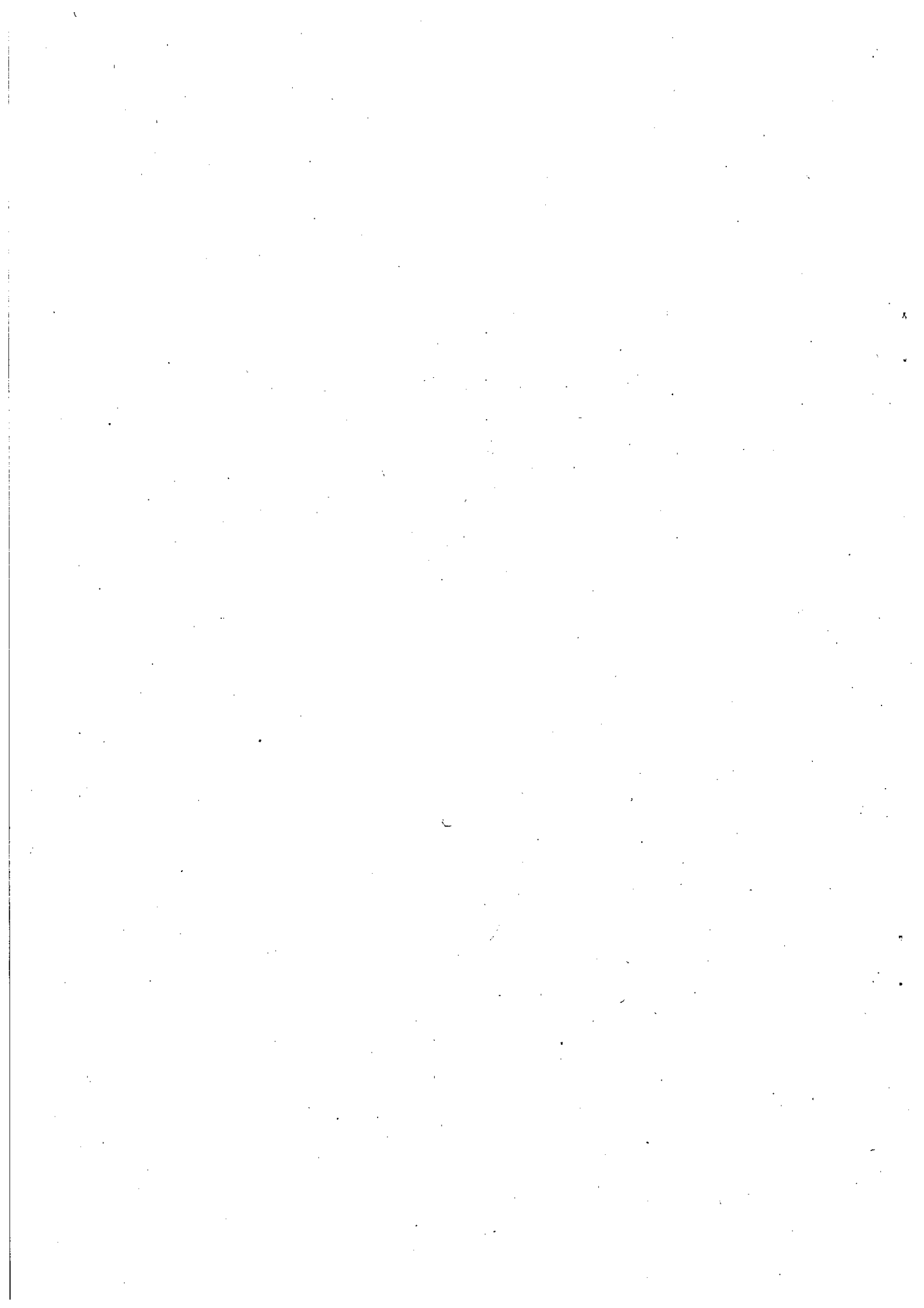


令和 3 年第 4 回

八千代市議会定例会議案

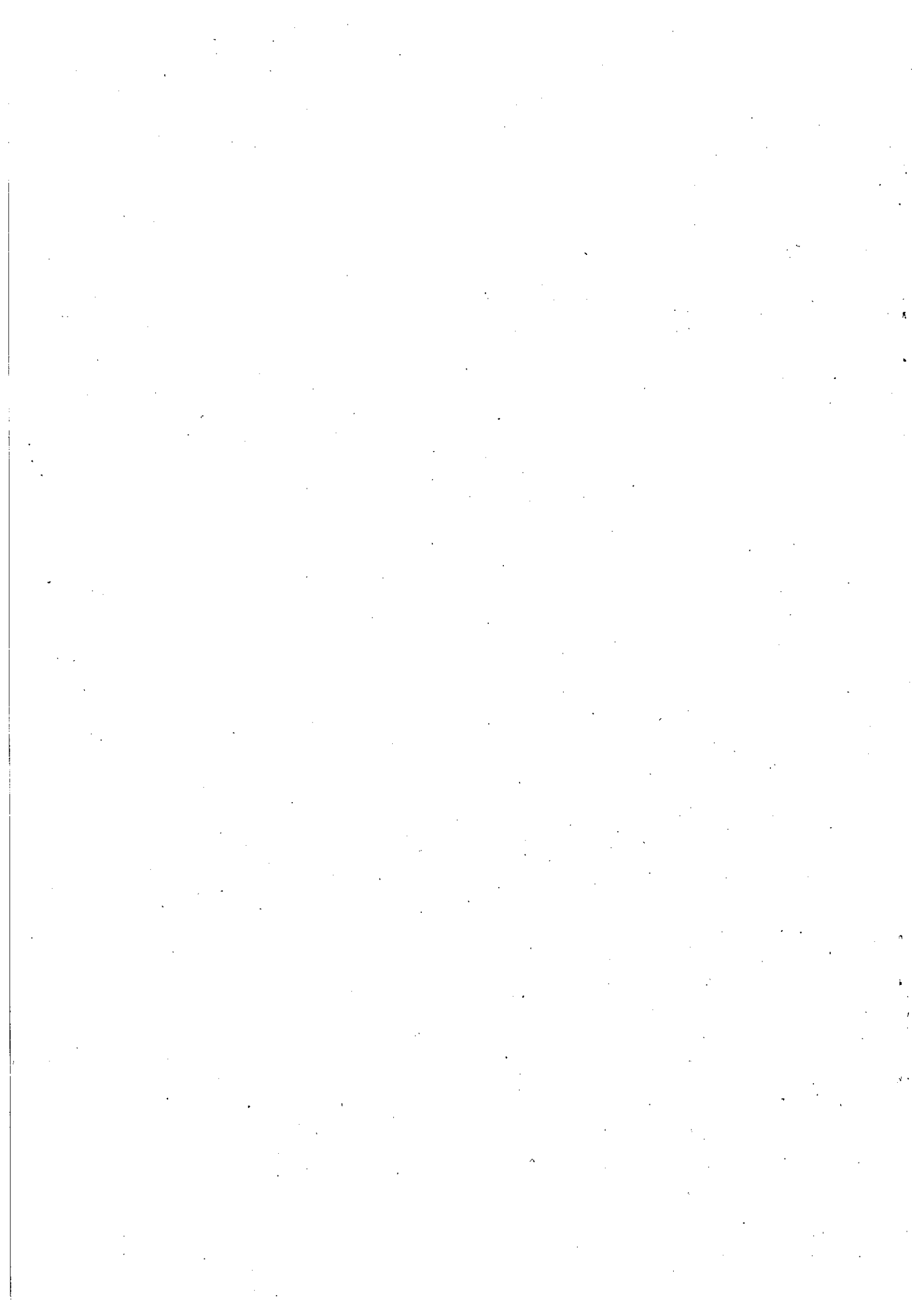
( 追 加 )

八 千 代 市



## 目 次

- 議案第15号 八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 1 頁
- 議案第16号 八千代市一般職員の給与に関する条例及び八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 3 頁



## 議案第15号

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和  
49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の202.5」を「100分の187.5」に  
改める。

第2条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
を次のように改正する。

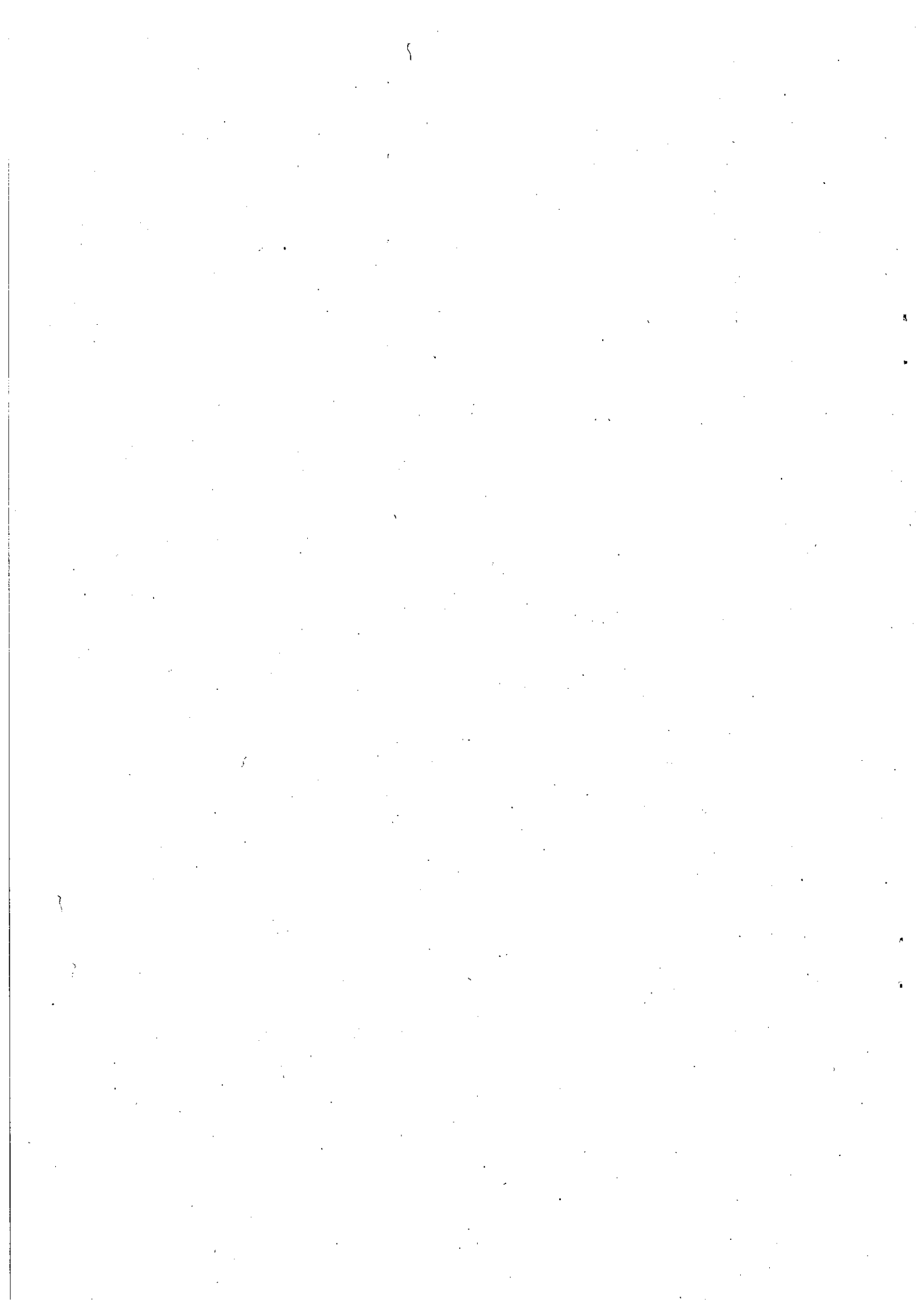
第3条第4項中「100分の187.5」を「100分の195」に改め  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4  
月1日から施行する。

提案理由

市長等及び議長等の期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正いたし  
たい。



議案第16号

八千代市一般職員の給与に関する条例及び八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市一般職員の給与に関する条例及び八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市一般職員の給与に関する条例及び八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(八千代市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八千代市一般職員の給与に関する条例(昭和32年八千代市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年八千代市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

#### 提案理由

千葉県人事委員会勧告に準じ、期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正いたしたい。